大阪府 Osaka Prefectural Government　City of Osaka 大阪市

金融系外国企業等拠点設立補助金のご案内

金融系外国企業等の大阪市内への新たな事業所の設置に際し、大阪進出に向けた事前調査及び拠点設立を行うために必要な経費の一部を補助します。

① 事前調査	補助限度額: ￥ 1,100,000
② 拠点設立	補助率:1/2 補助限度額: ￥ 10,000,000

※　金融系外国企業等一社につき①②各１回申請可能

金融系外国企業等とは



FinTech に関する事業（AI、ブロックチェーンなど IT 技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業）、投資運用業、投資助言・代理業、その他資産運用に関する事業を行う事業のうち、大阪府知事が適当と認めた事業を営む内国会社又は外国会社

※　事前相談を行う時点で、大阪府内に事業所を有していないこと。

※　日本国内での２次進出も対象

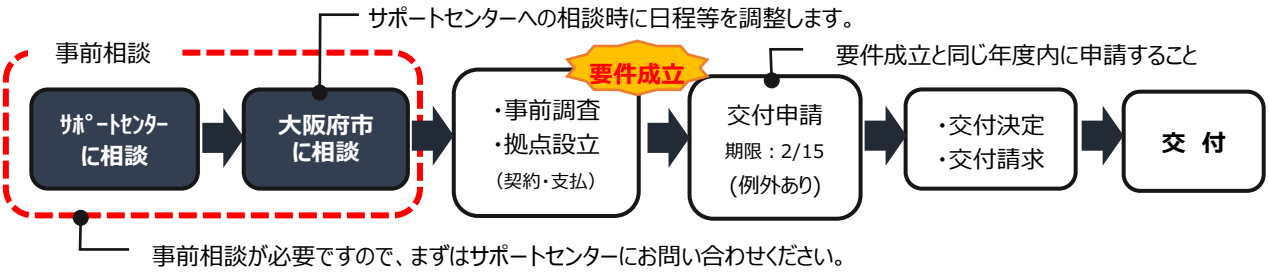
※　申請日から遡って過去２年間の間に、外国会社の場合は本社所在地、内国会社の場合は日本国内における事業実績が必要

	交付要件	補助対象経費
事前調査	申請日より1年以内を目途に大阪市内での事業所設置を行う意欲を有していること	(1) 事業所等の賃借料 (2) 事業所の賃借に係る初期費用
拠点設立	・申請年度に大阪市内で拠点設立をしていること ・次の(1)から(4)の要件を全て満たしていること (1) 金融系事業を営むための事業所として使用する施設を確保していること (2) 商業登記法又は会社法に基づく登記を行っていること (3) 当該拠点の業務に必要な常時勤務を行う従業者を確保していること (4) 金融系事業を開始していること。なお、開始にあたり金融商品取引業等のライセンス登録が必要な場合においては、当該ライセンスの登録取得を行っていること。	(1) 事業所等の賃借料 (2) 事業所の賃借に係る初期費用 (3) 事業所で必要となる器具備品等購入費用 (4) 事業所設置等に関する専門家への相談費用 (5) 人材採用に係る費用

※　事前相談日以降で、補助金を申請する年度の4月1日から補助金の交付申請日又は1月 31 日のいずれか早い日までの間に、契約及び事業者への支出が全て又は一部完了したものが対象

※　消費税額及び地方消費税額、官公署に支払う費用、他の公的補助制度の対象となった経費は除く

補助金交付までの流れ



注意事項

- **交付申請には「国際金融ワンストップサポートセンター大阪」及び大阪府・大阪市への事前相談が必要ですので、まずは同センターにご相談ください。**
- 拠点設立の補助を受けた場合、交付決定日より2年間、大阪市内で金融系事業を継続しなければなりません。（各年、事業活動報告書の提出が必要）
- 申請期限は2月 15 日まで
  （拠点設立の場合で、2 月 15 日以降に事業者の責めによることなく、要件を全て満たした場合は、例外的に 3 月 15 日まで申請を受付）

大阪府 Osaka Prefectural Government　City of Osaka 大阪市

国際金融ワンストップサポートセンター大阪

大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪北館 ナレッジキャピタルコラボオフィス 8 階 K829 室
f-onestop@global-financial-city-osaka.jp
06-6136-3524

国際金融ワンストップ　大阪

HP　Facebook